

# 令和3年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和3年2月9日】

## 1 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (文京区例規集第1巻1116頁)

- (1) 提案理由 行政委員会の委員等の費用弁償の額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 (第5条第2項)  
日額旅費 3,000円 → 2,000円
- (3) 施行期日 令和3年4月1日

## 2 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例 (文京区例規集第1巻789頁)

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ (第5条第2項)
  - ア 区長 年間3.40月 → 年間3.35月 (△0.05月)
  - イ 副区長 年間3.40月 → 年間3.35月 (△0.05月)改定① 令和3年3月に支給する期末手当の支給月数の改定  
改定② 令和3年度以後に支給する期末手当 (6月、12月及び3月支給) の支給月数の改定  
(単位:月)

期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月	1.55	1.55 (変更なし)	1.525 (△0.025)
12月	1.55	1.55 (変更なし)	1.525 (△0.025)
3月	0.30	0.25 (△0.05)	0.30 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和3年4月1日

3 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻796頁）

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。  
 (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第5条第2項）  
 年間3.40月 → 年間3.35月（△0.05月）  
 改定① 令和3年3月に支給する期末手当の支給月数の改定  
 改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定  
 （単位：月）

期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月	1.55	1.55 (変更なし)	1.525 (△0.025)
12月	1.55	1.55 (変更なし)	1.525 (△0.025)
3月	0.30	0.25 (△0.05)	0.30 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和3年4月1日

4 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1104頁）

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。  
 (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第8条第2項）  
 年間3.30月 → 年間3.25月（△0.05月）  
 改定① 令和3年3月に支給する期末手当の支給月数の改定  
 改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定  
 （単位：月）

期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月	1.55	1.55 (変更なし)	1.525 (△0.025)
12月	1.55	1.55 (変更なし)	1.525 (△0.025)
3月	0.20	0.15 (△0.05)	0.20 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和3年4月1日

5 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1131頁）

- (1) 提案理由 審理等に出頭した者等の費用弁償の額を改定するため、提案する。  
 (2) 改正内容（第3条第2項）  
 日額旅費 3,000円 → 2,000円  
 (3) 施行期日 令和3年4月1日

## 6 文京区職員定数条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻467頁）

(1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。

(2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1, 490人	→	1, 527人	(37人増)
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	10人	(増減なし)
ウ 教育委員会の事務部局の職員	189人	→	192人	(3人増)
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	158人	→	158人	(増減なし)
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	7人	(増減なし)
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	6人	(増減なし)
合計	1, 860人	→	1, 900人	(40人増)

(3) 施行期日 令和3年4月1日

## 7 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻533頁）

(1) 提案理由 宣誓書における押印を廃止するため、提案する。

(2) 改正内容 職員のサービスの宣誓に用いる宣誓書における押印の廃止（別記様式）

(3) 施行期日 公布の日

## 8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻569頁）

(1) 提案理由 職員の年次有給休暇の管理方法を変更するとともに、特別休暇の制度を改めるため、提案する。

(2) 改正内容

ア 年次有給休暇の管理方法の変更（第13条第1項及び第2項）

1の年ごとの休暇 → 1会計年度ごとの休暇

イ 特別休暇の制度改正（第15条第1項第1号及び第2号）

(ア) 出産支援休暇制度及び育児参加休暇制度の廃止並びに出産協力休暇制度の新設

(イ) 名称変更 子の看護のための休暇 → 子の看護休暇

(3) 施行期日 令和3年4月1日

## 9 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1713頁）

- (1) 提案理由 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正等に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
  - ア 食品衛生法の一部改正に伴う引用条文の整備  
「第52条第1項」 → 「第55条第1項」
  - イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴う営業許可業種の見直しに係る手数料の徴収項目の整備  
32項目 2,700円～35,200円
  - ウ 食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）の廃止に伴う手数料の徴収項目の削除
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 令和3年6月1日
  - イ 経過措置
    - (ア) この条例の施行の際、現に改正前の食品衛生法の規定により営業の許可を受けていた者が当該営業を継続するために行う営業の許可の申請については、更新申請手数料の額を適用する。
    - (イ) この条例の施行の際、現に廃止前の食品製造業等取締条例の規定により営業の許可を受けていた者が当該営業を継続するために行う営業の許可の申請については、更新申請手数料の額を適用する。
    - (ウ) 令和4年3月31日までの間、(ア)又は(イ)の場合における更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用する。

## 10 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3223頁）

- (1) 提案理由 飯田橋臨時自転車駐車場を新設するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 定期利用制自転車駐車場の新設  
飯田橋臨時自転車駐車場 東京都文京区後楽一丁目10番先
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和3年4月1日

## 11 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3625頁）

- (1) 提案理由 幼稚園教育職員の特別休暇の制度を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容 特別休暇の制度改正（第17条第1項第1号及び第2号）
  - ア 出産支援休暇制度及び育児参加休暇制度の廃止並びに出産協力休暇制度の新設
  - イ 名称変更 子の看護のための休暇 → 子の看護休暇
- (3) 施行期日 令和3年4月1日

## 12 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和2年3月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金275万7,171円
- (5) 相手方 東京都文京区本駒込五丁目66番2号  
公益財団法人東京都学校給食会  
理事長 伊藤彰彦

## 13 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和2年3月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金357万5,444円
- (5) 相手方 千葉県八千代市大和田新田130番地  
興真乳業株式会社千葉工場  
工場長 武村啓司

## 14 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和2年3月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金159万6,135円
- (5) 相手方 東京都江東区塩浜二丁目11番28号  
有限会社丸幸水産  
代表取締役 小堺洋市

## 15 令和2年度文京区一般会計補正予算

## 16 令和2年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

## 17 令和2年度文京区介護保険特別会計補正予算

## 18 令和2年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算